

W01064968号-4

平成 18 年 6 月 19 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン  
 代表取締役 クリス ウォルター



## 平成 18 年度 第 1 回定期監査 報告書 (その 4) 埋設事業部の監査結果

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付 4-108
監査名	平成 18 年度 第 1 回定期監査
監査対象部門	(その 4) 埋設事業部
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所 (六ヶ所村)
監査実施日	平成 18 年 6 月 1 日、2 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

### 2. 平成 18 年度 第 1 回 定期監査の視点

#### 2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を後述するが、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

##### (1) 第 1 回定期監査(平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿(以下、JNFL という)の「品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。但し、埋設事業部は監査対象ではなかった。

##### (2) 第 2 回定期監査(平成 16 年度第 2 回)

品質保証室をはじめとする室部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。水平展開の位置づけで、監査対象の一部に埋設事業部が加わった。

##### (3) 通算第 3 回定期監査(平成 17 年度第 1 回)

上記第 2 回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目における P D C A の展開度の確認に注力した。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

#### (4) 通算第4回定期監査（平成17年度第2回）

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のP D C Aの展開継続状況の確認を行った。

#### 2.2 平成18年度 第1回定期監査(今回)の視点

上記の経緯を踏まえ、今回は以下の監査視点を定め、監査を実施した。

これまでに4回の定期監査が実施され、「改善策」の実施状況についてはP D C Aが一巡し、この過程を通じて常時の品質保証活動にP D C Aを意識する機運が根付きつつある。また、業務を個人の温度差なく的確に実施するための規定文書類も充実してきた。

そこで、今回の定期監査では、従来の横系的な（項目ごとの）監査だけでなく、縦系的な監査（業務プロセスを対象にした監査）を取り入れて、表1に示す項目の中から監査対象を選択することとした。但し、監査過程では、常に「改善策」を念頭に置くものとした。

表1 実地監査の対象項目と注力点

A	(大小を問わず)何らかの工事発注から検収に至る一連の活動に関する監査
	注力点： ①仕様書の作成・承認、②発注先からの提出図書のレビューと承認、③文書管理、④製造段階の管理(記録確認、立会など)、⑤不適合管理、⑥検収、⑦関連記録の整備、等
B	何らかの範囲の運転・試運転行為に関する監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥関連部門との連携、⑦発生したトラブル(ヒヤリ・ハットを含む)の報告と評価、⑧改善への取組み、⑨完結段階での記録の整備・保管、⑩規定類の改正要否の検討、等
C	何らかの保守・保修活動に関する監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③外注を使用した場合は管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥改善への取組み、⑦終了段階での記録の整備・保管、等
D	品質保証活動として重要な事項に関する監査
	①事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先管理、⑥品質記録、等

表1におけるA、B、C項は、プロセス監査と称するものであり、各部門の定常業務の流れの一区切りを対象として実地監査を行うものである。当該業務を遂行する過程で、各種の規定文書類の定めを適格に適用しているか否かを検証することが目的である。

### 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査に大別される。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合のみ紹介を受けることとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

今回から取り入れたプロセス監査は基本的に実地監査に属するが、格好のプロセス監査対象がない部門に対しては、表1のD項を適用した一般監査を行うこととし、該当する活動の品質記録の閲覧とヒヤリングを行いつつ、PDCAの展開継続状況が維持されているか否かを監査した。

監査は、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応し、監査ポイントの欠落防止に努めた。

### 4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」\*

\*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」

② JEAC 4111-2003

③ 監査対象としている社内規定の上位規定及び関連規定類

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

## 5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。なお、部門ごとの監査結果を示す添付—1において下記区分に該当する記載がない場合は、「良好」とみなすものとした。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、受審者の任意でよい。

## 6. 監査結果

埋設事業部に対する監査結果の詳細を添付—1に記載した。監査の日程と出席者を添付—2に示す。

埋設事業部に対する総括所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。なお、全社対象の総括については「全体総括編 (W01064968号-0)」を参照していただきたい。

### ① 「指摘事項」、及び「観察事項」は無い。

サンプリング方式を適用して規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」及び「観察事項」はなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も維持・継続されていると見なせる。

### ② 「品質保証に係る活動」のP D C A展開が維持・継続されている。

一般に、実施した業務の中でトラブル、不具合を経験したための是正又は予防を検討する過程、あるいは、当該経験に関係なく何らかの改善を図る過程で、P D C Aが展開していく。その具体的な現れは、規定文書類の新規制定や改正である。

埋設事業部に対する今回の監査では文書監査を適用しなかった部門もある。そのような状況の中でも、かなりの規定文書類の新規制定や改正が紹介されており、品質保証活動に係るP D C A展開が維持・継続されていると判断する。

なお、埋設事業部では、今年度の目標に「品質管理文書の適正化」が掲げられた。安定操業確保の一環として策定されたものであり、多大な業務負荷がかかると思われるが、P D C Aの展開に係る埋設事業部全体の意識高揚に大きく貢献すると思われ、期待したい。

③ プロセス監査の結果は良好である。

前述したように、今回の定期監査から、新しい試みとしてのプロセス監査を導入した。埋設事業部に関しては、2案件についてプロセス監査を実施した。その対象分野は、設備点検、及び充てん業務分野であった。いずれの監査結果も総じて良好であり、日常の業務プロセスが所定のルール/手順に従って適切に展開されていることを検証した。若干の提言事項を付記した部分があるので、採否は別としても、検討評価を行っていただきたい。

④ 品質保証活動として重要な事項に関する監査結果は良好である。

プロセス監査を適用しなかった部門に対しては、表 1 D 項に基づいた監査(一般監査)を実施した。部門に応じて、①事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先管理、⑥品質記録、等の中から監査テーマを選択したが、一般監査を適用したいずれの部門にも特段の危惧事項は観察されない。

以上

埋設事業部に関する監査結果  
(詳細版)

## 部門別 監査結果 (「埋設」 No. 1)

(1/2)

被監査部門	埋設事業部 安全管理部 (品質保証課)	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 6 月 1 日	
<p><b>(文書監査)</b></p> <p>右記 3 件の要領が下記理由によって改正された。</p> <p>① 品質保証計画運用要領…評価基準、データ分析手法等の明確化</p> <p>② マネジメントレビュー実施要領…運営方法の変更 (主担当部署/保安関連：品質保証課、経営関連：埋設計画部計画 G、レビュー実施：部門単位)</p> <p>③ 品質保証推進会議運営要領…会議内容の充実 (品質保証活動計画書の作成と審議)</p> <p>要領の改正はいずれも品質保証活動の改善のために実施されたものであり、継続的改善が維持されていることは高く評価できる。</p>		<p>① 廃棄物埋設施設品質保証計画運用要領 E50052-003-04</p> <p>② 廃棄物埋設施設マネジメントレビュー実施要領 E50052-004-01</p> <p>③ 品質保証推進会議運営要領 E50052-006-21</p>
<p><b>(実地監査)</b></p> <p><b>1. 品質目標とマネジメントレビュー</b></p> <p>前述のように、マネジメントレビュー実施要領が改正されて埋設事業部長のマネジメントレビューにおいて、保安に関連する事項は品質保証課、経営に関連する事項は埋設計画部計画 G が主担当 (品質保証課：サポート) となった。平成 17 年度の埋設事業部及び安全管理部、品質保証課の品質目標は満足できるレベルで達成されている。平成 18 年度の事業部及び各部門の品質目標と実施課題は、埋設事業部運営方針に則って設定された。</p> <p>品質保証課では、今年度の大きなチャレンジとして品質管理文書の適正化、品質保証活動の推進者の育成が計画された。前者は埋設事業部業務目標の一つである「安定操業の確保」の一環であり、大きな負荷がかかるものであるが品質保証体制の改善に非常に有効な課題であり、埋設事業部としての目標設定を評価したい。埋設事業部の約 80 に上る要領、細則が対象となる。見直しの必要なものについては各所管部署に改正を指示して、品質保証課による見直し基準のもとに改正作業を実施・評価・分析を行うことになっている。これらの作業の実行段階における品質保証課の啓蒙活動は、埋設事業部全員の品質保証重視のマインド育成に大きな効果が期待できる。</p> <p><b>2. 品質保証推進会議</b></p> <p>品質保証推進会議は埋設事業部の管理者 (部長以上) による最高会議であり、重要な品質及び経営に関するものは報告事項と審議事項に区分されている。提起された指示/要望事項については、そのフォロー状況が次の会議において審議されることが品質保証推進会議運営要領に今回規定された。</p> <p>品質保証課から報告された品質保証活動計画書が平成 18 年 3 月の会議で審議され、了承された。品質管理文書の見直し作業の進展状況、内部及び外部監査における観察・要望事項、マネジメントレビューにおける指示事項等は品質保証課が台帳による管理を行って品質保証推進会議で報告される。懸案事項を確実にフォローする仕組みが出来上がった。</p> <p>今後、品質保証活動計画書の各課題の進捗状況が埋設事業部として最高レベルの会議において報告されるので、計画された品質保証活動が埋設事業部一体となって確実に進展するものと評価できる。</p>		

— 続く —

### 3. 水平展開検討会（予防処置）

水平展開検討会は品質保証室が事務局として全社大で展開され、埋設事業部では品質保証課と埋設計画部計画 G が参画している。会議で入手された社内外のトラブル情報の内、埋設事業部においても類似トラブルが予測されるものについては、予防処置報告書として関係部署に配布され、情報が有効に活用されていることを確認した。

### 4. 不具合管理と内部品質監査

埋設事業部では、平成 17 年度も不適合事例は発生していない。不適合よりも軽微な不具合は発生しているが、いずれも規定に従って適切に処理がなされている。その多くのは客先のデータ誤りによるものであり、担当部署である埋設管理課において根本対策を検討中である。

平成 17 年度の内部品質監査は計画通り実施され、提起された観察及び要望事項は管理表でフォローされていることを確認した。なお、協力会社への調達先監査の必要性が提起され、品質保証推進会議において審議されたが調達先による問題が現在発生していないことから実施が見送られている。但し、調達先監査の要否については、品質保証課の平成 18 年度テーマとしてフォローすることになっている。

### （第三者監査所見）

上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。

平成 18 年度 第 1 回定期監査  
部門別 監査結果 (「埋設」 No. 2)

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設業務部 (埋設技術課、埋設管理課)	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 6 月 1 日	
<p>(文書監査)</p> <p><b>埋設技術課</b> ■施設確認実施要領 (改正) 埋設事業部の規定文書における年号表示を「平成」から「西暦」にすることが定められたことに対する改正である。</p> <p><b>埋設管理課</b> ①上位の「教育・訓練要領」、「埋設事業部技術・技能認定制度運用細則」の改正及び新規制定を受けて、右記の手順書を新規制定した。これは、運転員の力量管理の一環として力量達成度の評価と認知を組織として実施する手順を定めたものであり、資格を必要とする特殊作業者を対象として、埋設事業部長が認定する制度に関するものである。 (本制度の適用事例を確認した)。</p> <p>②廃棄体受入管理細則 (改正) 「帳票の誤記入」を経験したことがあり、その再発防止のために、誰もが誤解なく正しいデータを記入できるよう、使用する帳票の様式を工夫したものである。</p> <p>③廃棄物埋設施設 運転管理細則 (改正) パトロール中の対応範囲を明確にしたものである。</p> <p>上記②、③とも、簡易な改正ではあるが、品質保証活動の PDCA の展開に留意している証の一端として評価したい。</p>		
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. 業務計画 (埋設技術課)</b> 埋設技術課の平成 18 年度「業務計画」を閲覧した。前年度 (平成 17 年度) の埋設事業部長レビューでの指示・要望事項の反映、及び平成 18 年度の埋設事業部の目標とのリンクの下で策定されており、目標達成の定量化にも留意されている。 当該 18 年度業務計画において、4 月度/5 月度に実行されているべき活動のうち、次の 2 点を抽出した。計画通りに実施・実践されていることを検証した。 ①緊急時対応の訓練 (4 月度) 社外報作成及び携帯 F A X 操作訓練 (5 月度) 緊急連絡通報装置を用いた招集訓練 ②協力会社との双方向コミュニケーションの充実に関する対応として、工程会議における協力会社からの要望事項に対する回答励行。</p> <p><b>2. 定置業務の外注委託管理 (埋設管理課)</b> 平成 17 年度の標記管理状況を、プロセス監査の方式で監査した。 ①発注段階における要求事項の提示 (仕様書の策定)、②外注先から提出された品質保証計画書/業務計画書のレビューと承認、③業務進行過程での文書管理 (台帳による文書受領管理、改定図書管理/旧版保存管理)、④検収確認管理などが、適切に実施されたことを検証した。</p>		
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

平成 18 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (「埋設」 No. 3)

被監査部門	埋設事業部 埋設計画部 (計画 G)	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 6 月 1 日	
(文書監査) 下記参照		教育・訓練要領 E53001-003-03
(実地監査)		
<p><b>1. 教育・訓練要領の改訂</b></p> <p>全社大の「教育規程」が策定されたことに伴って、埋設事業部の教育・訓練の具体的実施方式をタイムリーに改正したものである。ただし、全社大での推進方策が今なお検討途上にあるため、右記の要領に基づく軌道乗せには多少の時間がかかるものと思われる。計画 G が行う事務局機能の発揮を期待するところであるが、右記要領を第三者として通読した結果、次の 2 点を進言しておきたい。内部規定は「従業員が温度差なく、かつ、混乱なく業務を行う」ためのものであるという観点での進言である。</p> <p>①第 2 章、第 2 節 3 項において、「教育履歴管理システム」という用語が突然に登場している (目次にも記載されていない)。当該システムの紹介とアクセス方法の解説を行わないと、読者 (埋設事業部員) は混乱するのではないか。</p> <p>②現行の「教育履歴表」を廃止する旨が来歴欄に記載されているが、規定本文には言及されていない。また、現行の履歴表に記載されているはずの過去の情報を、新しい「教育履歴管理表」に確実に移しかえることを徹底しておくことが重要であろう。</p> <p><b>内部品質監査 受審結果のフォロー</b></p> <p>平成 17 年 8 月に計画 G が受審した内部品質監査の記録を閲覧した。1 件の提起事項がありフォローが行われている。</p> <p>右記の規定の改正がフォロー結果であり、実態との整合を図ったものである。</p>		
(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。		1, 2 号埋設施設に関する技術開発管理要領 E53001-005-01

平成 18 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (埋設事業部 No. 4)

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設業務部 (保修課)	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 6 月 1 日	
<p><b>(実地監査)</b> 埋設業務部保修課では、埋設施設の機械・電気計装設備の保守・保修業務を担当している。平成 17 年度保守工事から「放射線監視設備定期点検」を任意抽出して、工事発注を伴う保守活動に対するプロセス監査を行った。これは自主的に行っている年次点検であり、保修課の一部立会のもとで外注工事として右記の「保守管理要領」、「機器点検手入れ細則」に則って実施される。企画段階から完了までの監査結果を下記に示す。</p> <p>①発注仕様書の作成・承認 「調達先管理要領」に基づき、発注仕様書が稟議決裁を得て発注の約 1 月前に作成されている。品質保証、施工管理、安全管理に関する各計画書、詳細仕様、提出書類リスト等が規定されていることを確認した。</p> <p>②調達先管理と点検業務の発注 経営状態を除く調達先の評価が実施され、調達先評価表で記録・承認されていることを確認した。この過程を経て、業務管理室が調達先を A 社へ決定。</p> <p>③点検検査要領書等の承認 業務着手前打合せによって、点検検査要領書と発注仕様書の対比確認が対面で実施され、問題点はコメント処理表によって改正される。改正版が JNFL で正式承認された後に工事が着手されていることを確認した。</p> <p>④工事段階の管理 工事段階で立会 (ホールドポイント)、記録確認の区分がなされている。圧力計点検、絶縁抵抗点検等の成績書において JNFL の立会実績を確認した。</p> <p>⑤計測機器の校正 点検に使用された計測機器の校正記録を圧力計、電圧計、オシロスコープを例に確認した。計測機器の精度確認も実施されている。</p> <p>⑥提出書類の承認、保管 「放射線監視設備定期点検業務 平成 17 年度報告書」が A 社から提出されている。チェックシートで要求した書類が全て提出されていること及び要求を満足していることの確認・承認がおこなわれている。品質記録類のファイリング状態は良好であった。</p> <p>⑦検収 上記一連のステップ完了後に保修課によって業務の完了確認がなされた後、業務管理室で検収の事務処理がなされていることを確認した。</p> <p>以上のプロセス監査において、いずれのステップでも品質保証活動の観点からの危惧事項は観察されなかった。</p>		<p>廃棄物埋設施設保守管理要領 E51803-001-10</p> <p>低レベル放射性廃棄物埋設センター機器点検手入れ細則 F51803-001-13</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b> 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		
<p><b>(提言事項)</b> 上記保守活動は良好な状態であるが、今後のより優れた運用を期待して下記を参考提言する。</p> <p>① 判定基準は受注先企業の社内基準を流用したものが多いが、重要な点検項目については JNFL の要求仕様として提示できるように今後検討する。</p> <p>② 点検成績書の記載方法の改善 (判定者の明確化等)</p>		

平成 18 年度 第 1 回定期監査  
部門別 監査結果 (「埋設」 No. 5)

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 建設部 (土木課)	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 6 月 2 日	
(文書監査)	今回の監査では適用せず。	
(実地監査)	<p>建設部土木課に対しては「プロセス監査」を適用した。これは、ある業務のスタート段階から完了段階までの一連のプロセスが各種の規定類の定めに従い、適切に実施されているか否かを監査するものである。建設部土木課が行う業務のうち、①充てん業務、及び②巡視点検を対象にした。</p> <p><b>1. 充てん業務 (平成 17 年度 埋設設備充てん業務)</b></p> <p>当該業務は、上流工程 (埋設管理課が担当する廃棄体定置) の完了を受けて実施されるものであり、充てん業務自体は外注により実施されている。充てん業務範囲は、充てん、上部ポーラスコンクリートの設置、及び覆いコンクリートの構築である。</p> <p><b>■上流工程からの受渡し確認</b></p> <p>右記の細則に具体的に定められた手順に基づいて、書類での受領、あるいは相互立会確認によって、上流工程が完結していることが確認されている。</p> <p><b>■発注～充てん業務着手前の段階</b></p> <p>①埋設技術課が作成する操業工程表を反映して充てん業務実施稟議書が作成され、埋設事業部長によって決裁されている。</p> <p>②調達先評価表にて候補とする協力会社の工事实績、品質管理状況、財務状況などを評価したのち、契約担当部門へ回付されている。</p> <p>③仕様書 (要求事項) の策定に関しては、盛り込むべき標準事項を記載した右記の規定が整備されており、担当者による記載漏れを防止する仕組みができています。</p> <p>④仕様書に基づいて協力会社から提出された図書類 (品質保証計画書、施工計画書など) は土木課内で読みあわせを行って点検・評価する仕組みである。</p> <p>⑤協力会社に対して JNFL の規定類を適用させる部分がある。当該規定類の提示 (2次配布) に際しては、台帳管理によって最新版の配布と旧版の回収が励行されている。</p> <p>⑥業務の過程で適用する各種の管理値は、右記の基準が整備されており、協力会社の品質保証計画書の記載値に対して、照合点検が実施されている。</p> <p><b>■充てん業務着手～検収までの段階</b></p> <p>①立会を必要とする重要作業は規定化されている。各種の記録 (立会記録を含む) は所定の様式にて整備され、測定者、立会者の明示による責任の所在が明確である。判定を必要とする数値欄には、許容範囲が併記されている。</p> <p>②記録紙には測定に使用した器材名称と器材番号が記載され、試験・校正記録との照合が可能な状況になっている。</p> <p>③発注業務の完結時には、点検リストにより、検収確認が実施されている。</p> <p><b>2. 巡視点検</b></p> <p>埋設施設に対しては、廃棄物埋設施設保安規定の定め (第 18 条) に従って、毎週 1 回以上の巡視点検が行われる。具体的な点検要領は右記の細則に定められており、所定の記録ファイルを閲覧することにより、励行状況を検証した。</p> <p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>	<p>土木操業管理細則 F51901-003-22</p> <p>埋設設備充てん業務 追加仕様書作成細則 F51901-006-10</p> <p>埋設設備充てん業務 品質管理基準 G51901-007-17</p> <p>土木保守管理細則 F51901-004-13</p>

